

□ 用語解説

用 語	説 明
<ア 行>	
新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針	都市づくりビジョン*で示す地域ごとの将来像などの実現に向け、都市開発諸制度（特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の4制度）の戦略的な活用を図るための方針。現方針は、平成 20 年 12 月改定
一時集合場所	避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園、学校のグラウンド、社寺境内地などをいう。
インセンティブ	広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。政策目的を実現するための誘導策として、規制緩和や補助金、税制など様々な手法がある。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。雨水貯留施設には、公園等の地表面に貯留ものや、建物の地下に貯留するものなどがある。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチなど、地表や地下に設置した溝や管に砂利や碎石などを充填し、その中へ集めた雨水を通すことで、雨水を地下へ浸透させるものなどがある。
延焼遮断帯	市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間
応急給水槽	公園などの地下に設置されている、災害時の給水拠点。水槽の水は配水管との間を循環しており、常に新鮮な水が確保されている。

<カ 行>

崖線（がいせん）	長くつながった「がけ状」の地形
火災危険度	*地震に関する地域危険度測定調査を参照
風の道	市街地への空気の進入経路を意味する。流入する空気が冷涼な場合、市街地の温度上昇の緩和が期待される。
環境軸推進地区	環境軸形成の指針となる「環境軸ガイドライン」において、都や地元区市町などが連携して取り組むことが効果的と考えられる地区を、まちづくりの熟度や、都市施設の整備の見通しなどを勘案した上で、指定する地区
緊急輸送道路（特定緊急輸送道路）	災害時の緊急輸送に資する、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。平成 23 年 4 月には、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行するとともに、同年 6 月、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を一刻も早く進めるため、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を「特定緊急輸送道路」として指定した。
景観基本軸	東京の景観づくりを推進する上で、その基軸として重点的に取り組む必要がある二以上の特別区又は市町村にまたがる地域をいう。
景観行政団体	景観法に基づく景観諸施策を実施する団体。景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制等を行う。
建ぺい率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合
公園的空間	民設公園制度*における用語で、都市公園に準じた機能を有することを目的とし、東京都民設公園事業実施要綱に定める水準の整備と管理が実施され、みどりの持続性・公開性・ネットワーク性が担保された空間のこと。

公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には都市開発諸制度等を活用して事業者が計画する建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行又は利用することができる部分
公開空地等のみどりづくり指針	大規模建築物等の建築を行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めるとともに、事業者が都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目的とした指針。平成19年7月施行
高規格堤防	現在の堤防から市街地側におおむね200～300m（堤防の高さの約30倍）にわたって盛り土を行った幅の広い堤防のことで、万一、大洪水によって水が堤防を越えても水は斜面を緩やかに流れ、破堤による壊滅的な被害から街を守ることができる。
洪水調節池	増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減する目的で設置される河川管理施設

<サ 行>

災害拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関
市街地開発事業	都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。地方公共団体等が、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的としている。
事業認可	都市計画公園・緑地などの都市計画施設の整備に関する事業を施行するために、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けることをいう。
地震に関する地域危険度測定調査	東京都震災対策条例第12条第1項及び同条例施行規則第5条に基づき、おおむね5年ごとに地震に対する地域の危険度を科学的に測定調査し、都民に公表しているもの。最新の調査は、第6回(2008年(平成20年)であり、地震に起因する「建物倒壊危険度（地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定したもの）」と「火災危険度（地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を測定したもの）」を町丁目ごとに測定し、これを合わせて総合的に評価した「総合危険度」の三つの指標について、市街地の危険性の度合いを5ランクで評価している。
浸透トレンチ	*雨水貯留浸透施設を参照
住区基幹公園	住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さいものから街区公園、近隣公園及び地区公園がある。
「10年後の東京」計画	平成18年12月に東京都が、2016年の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を、都市戦略として内外に明らかにしたもの。目標1として「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」を掲げている。
水源涵養	植物の生育している土壌等が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つこと。
生産緑地（地区）	市街化区域内の農地について、その緑地機能を評価し、将来にわたる計画的なまちづくりを推進する観点から都市計画に定められている地域地区*の一種
先行取得地	街路・公園等の都市施設や面整備に必要な用地として、都市計画事業に先行して取得した土地
センター・コア・エリア	「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で位置付けられた地域で、おおむね首都高速中央環状線の内側の、東京圏の中核となるエリア
総合危険度	*地震に関する地域危険度測定調査を参照

<タ 行>

大規模救出救助活動拠点	震災時に自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプ等として活用するオープンスペース。東京都地域防災計画において位置づけられているもので、環状七号線周辺の都立公園などに指定されている。
-------------	--

対策促進流域	東京都豪雨対策基本方針において、とりわけ豪雨対策の必要性が高いエリアとして、浸水被害、降雨状況、流域特性、対策の進捗等に基づいて選定した区域。主に神田川流域、渋谷川・古川流域、石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域
建物倒壊危険度	*地震に関する地域危険度測定調査を参照
地域制緑地	行為制限により緑や風致等を保全する制度のこと。風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、首都圏近郊緑地保全区域などがある。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地球温暖化	人間活動により温室効果ガス（二酸化炭素、メタン亜酸化窒素、フロンなどで現在最も大きな影響を与えているのは二酸化炭素）の大気中の濃度が増加し、これにより地球の温度が上昇する。気温の上昇は、海面の上昇のほか、生態系や農業、漁業、水質源や大気、健康など人間社会にもさまざまな影響を与えるとされる。
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
地区施設	地区計画*等の中で定められる施設。主として街区内の居住者等が利用するための道路、公園、緑地、広場その他の公共空地。
東京都豪雨対策基本方針	平成19年8月に都が、時間50ミリを超える局所的な集中豪雨に対し、10年後までに実現すべき目標と、ハード・ソフト両面の取組の方向性を示した基本方針。基本方針では、豪雨やそれに伴う水害が頻発している「対策促進エリア」を選定し、総合治水対策を重点的に推進していくこととしている。
東京都震災対策条例	地震による災害に関する予防、応急及び復興に係る対策に関し、都民、事業者及び東京都の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定める。
東京都地域防災計画	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画。「震災編」「風水害編」「火山編」「大規模事故編」で構成されており、「震災編」では、震災に強い東京の実現を図ることを目的に、都及び防災機関が行うべき、予防対策、応急・復旧対策及び震災復興の各段階に応じた具体的内容を記載している。
特別緑地保全地区	現状のままの緑を保全することを目的とした、都市緑地法に基づく地域制緑地の一つ。樹林地、草地、水辺地、岩石地などが良好な自然環境を形成している土地で、①無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のための遮断地帯、避難地帯として適切なもの、②神社、寺院等の建造物の遺跡などが一体となって、地域において伝統的文化的意義を有するもの、③風致、景観が優れており、かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものが指定される。
都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘導を図る制度で、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。
都市型水害	近年、都市部において頻発しているヒートアイランドも関係すると考えられる局地的な集中豪雨等に起因する水害
都市基幹公園	都市住民全般の利用を対象とする比較的大規模な公園の分類のこと。総合公園及び運動公園がある。
都市計画法53条の特例許可	都市計画法第53条は、都市計画施設の区域内における建築制限の規定である。同法第54条の範囲内の建築物（木造等の構造、2階建て以内、地下室のないもの）は法律上許可しなければならないが、これを超えるものを許可するかどうかは許可権者の判断となる（特例許可）。この許可を行うにあたり、許可権者の多くは基準を作成して運用している。

都市施設	都市計画において定められるべき都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設。都市生活を営む上で必要とされる施設で、①道路などの交通施設、②公園などの公共空地、③上下水道などの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院等、⑦市場、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官公庁施設、⑩流通業務団地などがある。
都市づくりビジョン	東京が目指すべき都市像を明らかにし、その実現に向かって都民、企業、NPO など多様な主体の参加と連携によって戦略的に都市づくりを進める上での基本的な方針を明らかにしたもの。平成 21(2009)年 7 月の改定では、環境負荷の低減を図り、豊かな緑や美しい景観の創出に一層重点を置き、今後の東京の都市づくりの理念を「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」としている。
特許事業に関する取扱方針	都市計画公園等区域内で民間事業者が都市計画法第 59 条第 4 項の認可を受け公園事業を行うに当たって、東京都が平成 8 年 7 月に定めた基本方針

<ナ 行>

「2020 年の東京」計画	「10 年後の東京」を充実・強化し、平成 23 年 12 月に東京都が、2020 年の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を、都市戦略として内外に明らかにしたもの。目標 3 として「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」を掲げている。
---------------	--

<ハ 行>

ヒートアイランド現象	都市部にてできる局地的な高温域であり、郊外に比べて都市の中心部ほど気温が高く、等温線の形状が島のように見えるため、ヒートアイランド（熱の島）の名がつけられた現象
避難場所	大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大きな公園やグラウンド等のオープンスペース。区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所として 189 か所（平成 20 年 2 月告示）が指定されている。
避難有効面積	避難場所の総面積から、避難者が利用できない建物や池等を除くとともに、避難場所の周辺で発生する火災の影響等を考慮して算出する、実質的に利用可能な避難場所の面積
防災船着場	地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合、陸上交通の代替輸送機関として河川舟運が住民の避難や緊急物資の輸送等の機能を有効に果たすための船着場

<マ 行>

緑確保の総合的な方針	「10 年後の東京」計画の目標の一つである「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」の実現に向けて、都と区市町村が合同で策定した方針（平成 22 年 5 月公表）。特に減少傾向にある東京の民有地の既存の緑を計画的に確保していくことなどを目的に、今後 10 年間で確保する緑の箇所、面積などを明らかにしている。
緑の基本計画	区市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる（都市緑地法第 4 条）。
みどりの新戦略ガイドライン	平成 18 年 1 月、東京都が、東京らしいみどりづくりを誘導する指針として策定したもの。このガイドラインでは、みどりづくりの目標を、量的な拡大、質の向上、ネットワーク形成の観点から定め、その推進に向けて、公共・民間の役割分担や多様な観点からの新たな施策等を示している。
民設公園制度	都市に必要な基盤である都市計画公園・緑地について、従来の公共による整備に加え、民間の活力を導入することにより、早期に公園的空間として整備及び管理する東京都独自の制度。平成 18 年 6 月に「東京都民設公園事業実施要綱」を施行

木造住宅密集地域	老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いため、防災上、住環境上課題を抱えている地域
----------	--

<ヤ 行>

屋敷林	農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された林
湧水	地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出ているもの。
遊水機能	公園等の土地が雨水等を地表面に一時的に滞留させて、雨水の流出抑制の効果を発揮させること。

<ラ 行>

流出抑制	雨水が河川や下水道に短時間に流出しないようにすること。これにより、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト